

有効期間 10年(令和14年12月31日まで)

令和4年6月9日

各部長・参事官
各所属長様

警察本部長
(交通規制課)

制限外積載許可取扱要領の制定について(通達)

道路交通法(昭和35年法律第105号)第57条第3項に規定する許可の取扱いについては、「制限外積載許可取扱要領の制定について」(令和3年12月20日付け警察本部長通達。以下「旧通達」という。)により運用しているところであるが、この度、別添のとおり取扱要領の一部を改正し、令和4年6月10日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は令和4年6月9日限り廃止する。

本件担当 規制第一係
警電 XXXXXXXXXX

別添

制限外積載許可取扱要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「法」という。）第 57 条第 3 項に規定する許可（以下「制限外積載許可」という。）について必要な事項を定め、その取扱いの適正と斉一を図ることを目的とする。

第2 制限外積載許可の申請者

制限外積載許可の申請者は、当該許可申請に係る車両の運転者とする。当該車両の運転者が複数の場合（長距離運転で同乗又は乗り継ぎの交替運転者がある場合、同一車両について申請に係る運転期間内に運転者が交替する場合等をいう。）には、その全員を申請者とし、申請書の申請者欄に連記するよう求めるものとする。この場合において、当該申請書の申請者欄に申請者名を連記できないときは、別紙に申請者の住所及び氏名並びに申請者の免許の種類及び免許証番号を記載するよう求めるものとする。

第3 制限外積載許可の申請

- 1 制限外積載許可の申請に当たっては、道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号。以下「府令」という。）第 8 条第 1 項に定めるところにより、申請書 2 通を車両の出発地を管轄する警察署長（以下「出発地警察署長」という。）に提出しなければならない。この場合において、出発地警察署長は、当該許可申請を審査するため必要があると認めるときは、運転経路図その他の審査に必要な書類等の提出又は提示を求めるものとする。
- 2 申請のうち、過去に許可を受けたもので一定のものについては、警察庁が構築した「警察行政手続サイト」により申請することができる。この取扱いについては、別の定めにより事務処理を行うものとする。

第4 制限外積載許可の単位

制限外積載許可は、原則として 1 個の運転行為（出発地から目的地まで積載物を運搬する場合に車両、積載物（積載方法を含む）、運転経路及び時間がそれぞれ一つのものをいう。）ごとに行うものとする。

第5 制限外積載許可の期間

制限外積載許可の期間は、原則として 1 個の運転行為の開始から終了までに要する期間とする。

第6 申請手続の特例

申請者の負担を軽減するとともに、行政事務の合理化を図るため、次に掲げる場合は、前記の第 4 及び第 5 にかかわらず次に定めるとおり取り扱うものとする。

- 1 同一運転者により定型的に反復、継続して行われる運転行為を行う場合

次の要件をすべて満たすものに限り、包括して 1 個の運転行為とみなして処理するものとする。この場合において、制限外積載許可の期間は、原則として 1 年

以内とする。

- (1) 車両が同一であること。
- (2) 同一品目の貨物を同一の積載方法で運搬すること。
- (3) 運転経路が同一であること。

2 法による他の許可と競合する場合

同一車両について、制限外積載許可のほか、法第 56 条第 1 項に規定する設備外積載許可又は同条第 2 項に規定する荷台乗車許可が同時に必要となる場合は、同一申請書に当該許可に係る事項を併せて記載するよう求めるものとする。

第 7 積載貨物の測定方法

- 1 道路交通法施行令（昭和 35 年政令第 270 号。以下「令」という。）第 22 条第 3 号及び第 23 条第 3 号に規定する積載物の長さ、幅又は高さの測定は、次の方法によるものとする。（別図参照）

(1) 長さ

長さは、貨物自体の長さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の前後方向に車両に平行に測る。

(2) 幅

幅は、貨物自体の幅ではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、当該貨物の投影部分を車両の横方向に車両に平行に測る。

(3) 高さ

高さは、貨物自体の高さではなく、貨物を当該車両に積載した状態において、地上から当該貨物の最上端までの高さを測り、それから当該車両の積載をする場所の高さを減じて測る。

- 2 広島県道路交通法施行細則（昭和 35 年広島県公安委員会規則第 15 号。以下「細則」という。）第 8 条第 3 号に規定する軽車両に積載した貨物の長さ、幅又は高さの測定は、前記 1 に定める方法に準じて行うものとする。

第 8 審査上の留意事項

- 1 申請により制限外積載許可を求められた警察署長は、次に掲げる事項について、2 から 5 までに記述する要領等に従い、これを審査するものとする。ただし、申請書の提出先若しくは申請の許可単位に誤りがあるとき又は申請書の記載事項に不備があると認めるときは、補正を求めるものとし、補正がない場合は、求められた許可を拒否するものとする。

(1) 許可の対象貨物

(2) 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法

(3) 運転の期間及び運転経路

(4) その他道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事項

2 許可の対象貨物

許可の対象となる貨物は、令第 22 条第 2 号若しくは第 3 号若しくは第 23 条第 2 号若しくは第 3 号又は細則第 8 条第 2 号若しくは第 3 号に規定する積載物の

重量又は大きさの制限を超えることとなる貨物であって、電柱、変圧器等のように形態上単一の物件であり、分割し、又は切断することにより当該貨物自体の効用又は価値を著しく損すると認められるものに限るものとする。

なお、貨物が分割できないものであるかどうかの判断については、運転者、貨物の所有者等の主観的事実（経費節約、時間の短縮等）により左右されることなく、その貨物自体の属性により客観的に判断すること。

3 積載物の重量、長さ、幅及び高さ並びに積載の方法

積載物の長さ、幅及び高さ並びに積載の方法が、次に掲げる場合又は積載物の重量について令第22条第2号若しくは第23条第2号又は細則第8条第2号に定める値を超える場合には、他の方法の検討や、許可の必要性がある場合には後記の第11及び第12に示す関係機関との調整や協議等を行うなど、慎重な審査によって、交通の安全と円滑の確保に万全を期すこと。

(1) 大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車及び大型特殊自動車

ア 積載物の長さ

自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えた長さを超える場合又は積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の長さが16.0メートル(セミトレーラ連結車にあつては17.0メートル、フルトレーラ連結車にあつては19.0メートル、ダブルス連結車にあつては21.0メートル)を超える場合

イ 積載物の幅

自動車の幅に1.0メートルを加えた幅を超える場合又は積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が3.5メートルを超える場合

ウ 積載物の高さ

4.3メートル(三輪の普通自動車及び府令第7条の14に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動車にあつては3.0メートル)からその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

エ 積載の方法

(ア) 自動車の車体の前後からそれぞれ自動車の長さの10分の3の長さを超えてはみ出す場合

(イ) 自動車の車体の左右からそれぞれ0.5メートルを超えてはみ出す場合

(2) 小型特殊自動車

ア 積載物の長さ

自動車の長さとその長さの10分の5の長さを加えた長さを超える場合

イ 積載物の幅

自動車の幅に1.0メートルを加えた幅を超える場合

ウ 積載物の高さ

2.5メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

エ 積載の方法

(ア) 自動車の車体の前後からそれぞれ自動車の長さの10分の3の長さを超

えてはみ出す場合

- (イ) 自動車の車体の左右からそれぞれ 0.5 メートルを超えてはみ出す場合
(3) 大型自動二輪車（側車付きのものを除く。）及び普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）

ア 積載物の長さ

乗車装置又は積載装置（リヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置）の長さの 2 倍の長さを超える場合

イ 積載物の幅

自動車の幅（府令第 5 条の 4 に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリアカーの積載装置の幅に 1.0 メートルを加えた幅）を超える場合

ウ 積載物の高さ

2.5 メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

エ 積載の方法

(ア) 乗車装置又は積載装置の前後からそれぞれその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出す場合

(イ) 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超える場合（府令第 5 条の 4 に規定する大きさ以下の原動機を有する普通自動二輪車がリヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置の左右からそれぞれ 0.5 メートルを超えてはみ出す場合）

- (4) 側車付きの大型自動二輪車及び側車付きの普通自動二輪車

ア 積載物の長さ

自動車の長さとその長さの 10 分の 5 の長さを加えた長さを超える場合

イ 積載物の幅

自動車の幅にその幅の 10 分の 2 の幅を加えた幅を超える場合

ウ 積載物の高さ

2.5 メートルからその自動車の積載をする場所の高さを減じた高さを超える場合

エ 積載の方法

(ア) 乗車装置又は積載装置の前後からそれぞれその乗車装置又は積載装置の長さを超えてはみ出す場合

(イ) 積載物を積載した状態の自動車及び積載物全体の幅が当該自動車の幅を超える場合

- (5) 原動機付自転車

ア 積載物の長さ

積載装置（リヤカーを牽引する場合にあってはその牽引されるリヤカーの積載装置）の長さの 2 倍の長さを超える場合

イ 積載物の幅

原動機付自転車の幅（リヤカーを牽引する場合にあってはその牽引されるリヤカーの積載装置の幅に1.0メートルを加えた幅）を超える場合

ウ 積載物の高さ

2.5メートルから原動機付自転車の積載をする場所の高さを減じた高さを
を超える場合

エ 積載の方法

(ア) 積載装置の前後からそれぞれその積載装置の長さを超えてはみ出す場合

(イ) 積載物を積載した状態の原動機付自転車及び積載物全体の幅が当該原動機付自転車の幅を超える場合（リヤカーを牽引する場合にあっては、その牽引されるリヤカーの積載装置の左右からそれぞれ0.5メートルを超えてはみ出す場合）

(6) 軽車両

当該軽車両の構造、積載貨物の内容又は道路若しくは交通の状況を勘案して
出発地警察署長が適当と認める長さ、幅及び高さ並びに積載の方法を超える場
合

4 運転の期間及び運転経路

(1) 運転の期間

交通が特にふくそうする日時を含まないこと。

(2) 運転経路

運転経路にその貨物の運搬に障害となるもの（重量制限の行われている橋り
ょう、高さ制限の行われているガード、トンネルその他の工作物等）が存在し
ないこと。

5 その他道路交通の危険を防止し、交通の安全と円滑を図るため必要と認める事
項

(1) 当該積載の方法及び当該積載による運転が法第55条第2項及び第71条第4
号に照らし適切であると認められること。

(2) 当該積載による運転が当該車両の構造又は道路若しくは交通の状況により、
重大な危険があるとは認められないこと。

第9 審査方法

出発地警察署長は、制限外積載許可の申請があったときの審査は、車両の構造、
積載物及び積載状態並びに道路交通の状況について、図面、写真その他の資料に
より確認する方法や車両を保管している場所や積載作業を行う場所等に赴いて確
認する方法により行うものとする。

図面、写真その他の資料により車両の構造等を確認する場合には、審査に必要な資料を収集するように努めるなど、その審査が実効のあるようなものとなるようにすること。ただし、申請者が提出する図面、写真その他資料については、申請者の任意の協力に基づくものであるため、申請者に負担を強いることのないようにすること。

第10 制限外積載許可の条件

出発地警察署長が制限外積載許可に付することができる条件は、令第 24 条第 1 項に規定されているが、同項第 3 号にいう事項の例示は、次のとおりである。

- 1 運転の時間帯の指定に関する事項
- 2 先導車又は整理員による誘導整理に関する事項
- 3 積載した貨物の固定（緊縛）の方法、積載位置等について必要と認める事項

第 11 関係機関等との調整

1 道路管理者との連携

出発地警察署長は、制限外積載許可の申請に係る積載による運転が道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 47 条の 2 第 1 項の規定による車両の通行の許可又は道路法第 47 条の 10 第 3 項に規定する車両の通行可能経路に係る回答を必要とする場合は、当該許可等を行う道路管理者との連携を図るように努めること。

2 合同会議の開催等

出発地警察署長は、超長大積載物又は超重量積載物の運搬で、通行止め等の交通規制を必要とするものの制限外積載許可に当たっては、事前に警察、運輸、道路管理者等の関係行政機関、運輸事業者等による合同会議を開催し、運転経路の円滑、運搬中の交通事故防止等について必要な申合せを行うように努めること。

第 12 交通規制課との協議等

- 1 出発地警察署長は、制限外積載許可の申請に係る積載物の重量、長さ、幅、高さ又は積載の方法が第 8 の 3 に掲げる場合であって、許可の必要性があると認めるときは、当該許可に関し、交通部交通規制課長と協議するものとする。
- 2 出発地警察署長は、2 以上の都道府県に及ぶなど長距離にわたる制限外積載許可の取扱いに際しては、交通部交通規制課（交通管制センター）との連絡を密に行い、当該道路における道路及び交通の状況を把握して当該制限外積載許可の可否を判断するように努めること。

第 13 交番地域警察幹部等の専決処分 of 取扱い

法第 56 条及び第 57 条第 3 項については、広島県警察署処務規程（昭和 30 年広島県警察本部訓令第 18 号。以下「規程」という。）第 12 条第 1 項第 1 号により交番、駐在所員（以下「交番員等」という。）において専決許可することができ、専決した事項は、規程第 14 条第 2 項により、すみやかにその結果を警察署長に進達することとなっている。

交番員等で取扱う同許可事務を迅速、かつ適正に処理するために、電話ファックスを活用して交番員等から制限外積載・設備外積載・荷台乗車（以下「制限外積載等」という。）許可申請書の写しを警察署へ送付し、交通専務員又は当直員の点検を経た後、制限外積載等許可証を交付すること。

第 14 許可申請書の紛失・誤交付事案防止の徹底

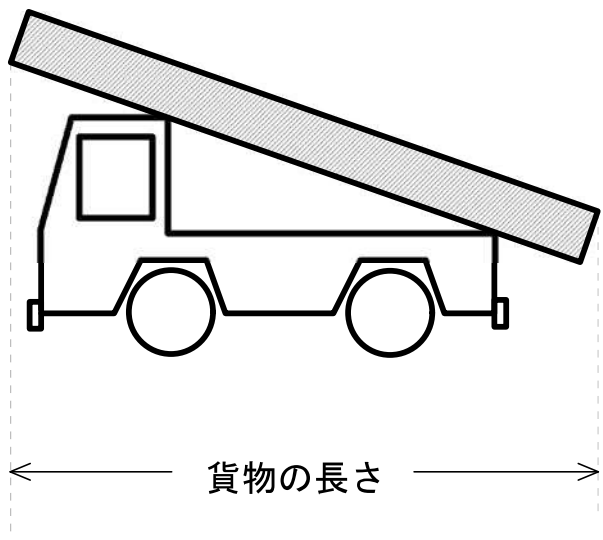
許可申請書の紛失及び誤交付事案の発生は、警察の情報管理に対する信用を失墜するばかりか、個人情報流失による二次被害発生の可能性があることから、この種の事案防止の徹底を図ること。

第 15 その他

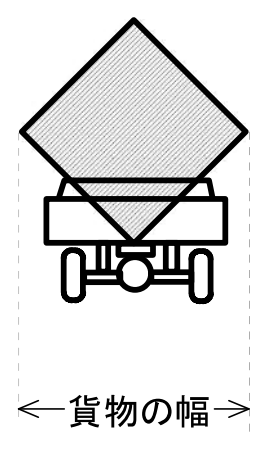
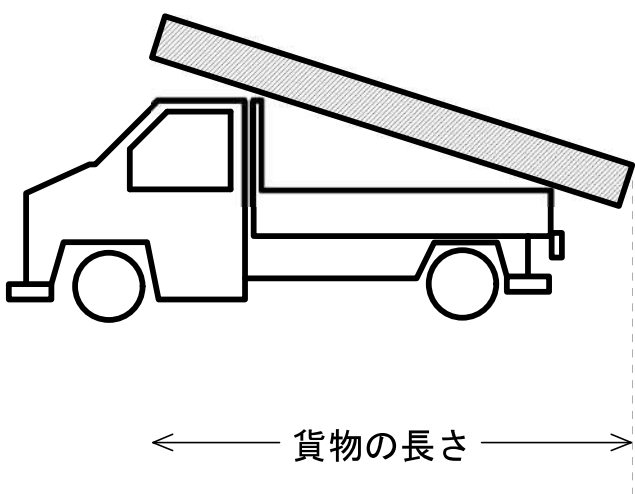
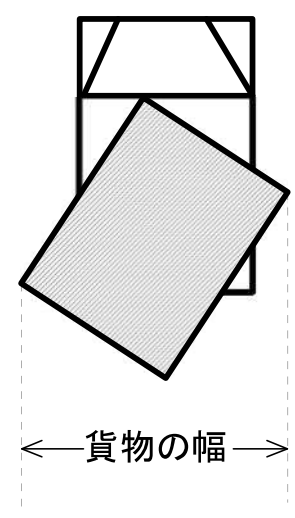
- 1 法第 56 条に基づく許可の申請がなされた場合は，前記取扱要領を準用すること。
- 2 いわゆる国際海上コンテナの取扱いについては，別に定めるところによる。

別図

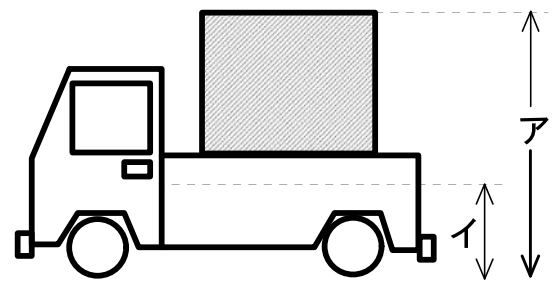
長さ



幅



高さ



ア-イ = 貨物の高さ